

2024年11月26日

医療の質・倫理検討委員会で承認された治療法

当院の医療の質・倫理検討委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	味覚脱失等の検査における味質液の調製と使用
実施責任者	三重大学医学部附属病院 病院長 池田 智明
対象者	味覚脱失等で耳鼻咽喉・頭頸部外科を受診された患者様
承認日	2024年11月26日
対象期間	市販の味覚検査用試薬が販売されるまで
概要	<p><b>【目的・意義】</b> 味覚障害に対し、味覚を数値化する検査に使用します。4種類の味でそれぞれ5種類の濃度の味質液を使用することで、特定の味が感じにくいような方の検査にも有用とされています。</p> <p><b>【想定される不利益と対策】</b> 現在までに味質液による有害事象は報告されておらず、安全にご使用いただけます。</p>
お問い合わせ先	三重大学医学部附属病院 総務課 総務係 代表 059-232-1111 (内線 6293)

以上